平成２３年（フ）第１７６７号
さいたま市南区鹿手袋７丁目６番７―306号
債務者　千原　浩之
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１７９０号
埼玉県加須市東栄１丁目12番32号、前住所群馬県邑楽郡明和町千津井295番地
債務者　中島惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１７９３号
さいたま市南区辻７丁目２番３号304
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８１７号
埼玉県上尾市愛宕１丁目８番30号　シティコーポ101、旧住所埼玉県上尾市富士見２丁目５番５―301号　富士見団地
債務者　及川　吉郎
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８１８号
埼玉県上尾市愛宕１丁目８番30号　シティコーポ101、旧住所埼玉県上尾市富士見２丁目５番５―301号　富士見団地
債務者　及川　陽子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８６４号
埼玉県川口市戸塚東４丁目15番４号　グリーンハイツ厚川101号、旧住所さいたま市緑区大字大門1719番地２　アゼリアヒル102号
債務者　小田さくら
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８９８号
埼玉県和光市下新倉１丁目５番５―210号
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１９３４号
さいたま市岩槻区府内２丁目22番34号
債務者　菅原美由紀
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１９３５号
埼玉県比企郡川島町大字中山1190番地１あさひハイツＢ―１―２号室
債務者　菅原　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１４３号
山口県宇部市大字西岐波1141番地５
債務者　中島　正枝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（フ）第２３号
栃木県足利市本城２丁目4003番地２　第２陽光台ハウス504
債務者　宍戸　雄二
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２３年（フ）第２４号
栃木県足利市本城２丁目4003番地２　第２陽光台ハウス504
債務者　宍戸　知子（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２３年（フ）第１３６号
栃木県足利市通３丁目2782番地１　コートアベニュー足利304号室
債務者　神田　禎雄
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２３年（フ）第５７５号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎79番地の２　リラ浜名湖803
債務者　補永　若子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２３年（フ）第３２０号
愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割27番地１102、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字イノ割101番地　210
債務者　瀬口　義広
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２３年（フ）第３３２号
愛知県豊橋市平川本町３丁目７番地37　208
債務者　影山　辰廣
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部